

令和2年度木造住宅耐震改修工法の募集について

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（以下「減災協議会」という。）では、耐震改修を推進するため、愛知県内で供給可能な木造住宅の耐震改修工法を下記により募集します。応募された工法のうち、以下の基準に適合しているものについては、減災協議会の建築耐震改修工法評価委員会（委員長 井戸田秀樹名古屋工業大学教授）で審査及び技術評価し、併せて、耐震改修の経済評価を実施し公表します。なお、技術評価された工法は、愛知県内での木造住宅耐震改修費補助事業に使用できる耐震改修工法として取り扱われることとなります。また、減災協議会工法採用県でも、同様の取り扱いとなる場合があります。（条件等は各県にご確認ください。）さらに、評価シート及びアピールポイントを入れ込んだ工法の概要シートが減災協議会のホームページに掲載されます。

◆基準1

愛知県内で供給可能な工法であること。
（工法として認められるもの。アイデアの段階の工法は受け付けません。）

◆基準2

耐震性の強度について、実験が行われており、補助対象としての強度を決定するために必要なデータがあること。なお、現在のところ減災協議会では強度型の耐震改修工法の評価のみ実施しておりますので、免震型、制震型の改修工法の申請はできません。また、基礎改修工法には、現在のところ評価のための明確な実験方法が確立されていないため、数回の評価委員会で十分に安全が確認できる内容としてください（評価のための個別の専門部会は設けません）。

◆基準3

耐震改修工事における工法の品質確保について体制が整っているもの。

◆基準4

愛知県の耐震改修の推進に有効な工法であること。

記

1. 募集期間

令和2年8月31日(月)まで(必着)

2. 応募方法

所定の申請様式に記入して郵送又は持参で提出先に届ける。

3. 提出書類

ア) (一財)日本建築防災協会の技術評価を得ている工法の場合

- ・ 応募用紙
- ・ 評価シートの案
(様式1～3のうち該当するものに記入してください。インターネットに掲載します。)
- ・ (一財)日本建築防災協会の評価書の写し(住宅等防災技術評価概要を含む。)
- ・ 工法の概要のわかるパンフレット等

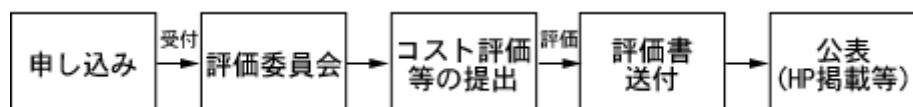
イ) 国土交通大臣の壁倍率の認定がある場合

- ・ 応募用紙
- ・ 評価シートの案
(様式1～3のうち該当するものに記入してください。インターネットに掲載します。)
- ・ 壁倍率認定の認定書の写し(性能評価書を含む。)
- ・ 壁基準耐力、壁基準剛性の算定根拠書類
- ・ 工法の概要がわかるパンフレット等

ウ) 上記でない場合

- ・ 応募用紙
- ・ 新規評価申請書
- ・ 評価シートの案
(様式1～3のうち該当するものに記入してください。インターネットに掲載します。)
- ・ 工法の概要のわかるパンフレット等

4. 評価のフロー図



5. ご注意

この評価は愛知県の耐震改修推進のために行っているもので、耐震改修推進への寄与が低いと判定された場合は、工法の有効性にかかわらず、評価をしない場合があります。その場合、申請者に対して当協議会はいかなる補償も行いません。

6. その他

(一財) 日本建築防災協会の技術評価の申請中の工法につきましては2重審査を避けるため、評価後に申請してください（(一財) 日本建築防災協会の技術評価を受けた場合も愛知県の耐震改修補助対象工事になりますが、評価の過程で仕様変更されてしまう等のトラブルを避けるためです）。

7. 応募用紙等提出先

〒460-0008

名古屋市中区栄四丁目3番26号（昭和ビル2F）

一般財団法人 愛知県建築住宅センター内

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会 事務局

電話：052-264-4022

8. 相談先

愛知県建築局公共建築部住宅計画課防災まちづくりグループ

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3-1-2

電話：052-954-6549

メールアドレス：jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

担当者：大草、吉田